

# だて市政だより 災害対策号

【第51号】

平成24年3月8日発行

## ■稲の作付け問題 その3

厚生労働省は、4月から食物の放射能基準を現在より下げることを決めました。この新基準によれば、米は1kg当たり500ベクレルが100ベクレルになります。

もともと消費者は、500ベクレルを下回ったからといって安心していなかったのが現実ですから、100ベクレルになったからといって、特に問題であるとは思いません。しかし、消費者は放射能に対する過剰な恐れから、厳しくすることを歓迎する気持ちがあり、「やはり、今までが甘かったのだ」という受け止め方で、私は、ますます放射能に対する不安が増大することを心配しています。ましていわんや、放射能対策が未だ落ちつかない中で、基準だけが厳しい方向に進んでいくことは不安を煽るだけではないかと危惧しております。

こうした状況の下で、農林水産省はこの新基準に基づいて、今年の作付けについて、昨年度産米で500ベクレルを超す米が生産されたところについては、作付け制限を指示してきました。このことは、国としても「米の信頼回復のためには、汚染米は絶対に出さない」との考えによるもので、国の意図するところは理解できることです。

逆に言えば、500ベクレル以下の水田については、一定の条件、すなわち厳格に管理し、除染等を行い、汚染米は絶対出さないという条件の下に、作付けは認めるということであり、我々が主張してきた「作付け制限は農地・農家にとって重大な支障をきたす」ということが認められということです。その期待を裏切らないように、しっかりした管理の下に消費者の信頼を得られる米作りをしていかなければなりません。

一方、500ベクレルを超える水田については作付け制限を厳格に守っていかなければなりません。しかし、水田からセシウムを完全に無くすには時間が必要であることから、本市は東京大学農学部根本圭介教授を3月1日付でアドバイザーに委嘱し、その指導の下に各種試験を大規模に行うことにいたしました。したがって、現実には、作付けをすることにはなりますが、あくまでも実証試験ですから、収穫された米は厳重に管理し、廃棄するものです。また、この試験作付けは出荷用ではないことを明確にするため、当該農家ではなく生産法人等に委託することを考えています。このことは、結果として作付け制限による耕作放棄によって、田が荒れるなどの問題については回避できるものと考えます。

具体的な取り組みについては、今後早急に、根本教授、国・県、生産法人、対象農家等と協議の上、進めることにしますので、完璧な生産管理、品質管理等を行い、消費者の信頼を得よう頑張ります。

伊達市長 仁志田 昇司

## ■市内各地域の放射線測定結果

| 放射線測定値（市測定、★印は県測定） |      |      |      | [単位：マイクロヘルツ/時間]        |      |      |      |
|--------------------|------|------|------|------------------------|------|------|------|
| 測定地点               | 3/5  | 3/2  | 2/29 | 測定地点                   | 3/5  | 3/2  | 2/29 |
| 伊達総合支所 正面駐車場       | 0.34 | 0.42 | 0.38 | 八木平バス停留所 回転場中央         | 0.65 | 0.77 | 0.75 |
| 梁川総合支所 正面銅像前       | 0.29 | 0.36 | 0.31 | 小国ふれあいセンター 駐車場★        | 0.84 | 1.20 | 1.12 |
| 保原本庁舎 正面駐車場        | 0.41 | 0.47 | 0.47 | 下小国中央集会所 入口★           | 0.63 | 0.80 | 0.79 |
| 富成郵便局 県道路肩         | 0.62 | 0.76 | 0.83 | 岩代小国郵便局 国道路肩           | 0.59 | 0.81 | 0.78 |
| 富成沼田地区石名坂 屯所入口県道路肩 | 1.08 | 1.37 | 1.35 | 末坂バス停留所 県道路肩           | 0.85 | 1.21 | 1.19 |
| 富成グリーンタウン タウン内公園   | 1.07 | 1.32 | 1.36 | 大木バス停留所 県道路肩           | 0.45 | 0.59 | 0.59 |
| 富成十区集会所 入口         | 0.98 | 1.23 | 1.26 | 月舘総合支所 駐車場             | 0.32 | 0.49 | 0.49 |
| 霊山総合支所 駐車場         | 0.55 | 0.70 | 0.67 | 国道399号飯舘村境 国道路肩        | 0.66 | 0.96 | 0.87 |
| 霊山パーキング 駐車場中央★     | 1.04 | 1.28 | 1.05 | 月舘相葺公民館 県道路肩★          | 1.21 | 1.54 | 1.52 |
| 坂ノ上集会所 入口          | 0.70 | 0.81 | 0.78 | ①市民生活部 環境防災課 ☎575-1228 |      |      |      |

## ■ 自家用農産物のモニタリング調査結果

市で行っている自家消費農産物のモニタリング検査結果（2月24日～3月1日）をお知らせします。測定結果は、放射性物質を簡易測定した数値ですので、出荷や販売等の目安となる数値ではありません。

[単位:ベクレル/kg]

| 産地    | 測定品目  | 測定<br>件数 | 放射性セシウム |       | 産地    | 測定品目 | 測定<br>件数 | 放射性セシウム |       |       |      |
|-------|-------|----------|---------|-------|-------|------|----------|---------|-------|-------|------|
|       |       |          | 最小値     | 最大値   |       |      |          | 最小値     | 最大値   |       |      |
| 伊達    | コマツナ  | 2        | 46.0    | 49.5  | 掛田    | 干柿   | 1        | 405.0   | 405.0 |       |      |
|       | ネギ    | 2        | 検出せず    | 3.7   |       | 大石   | 米（玄米）    | 1       | 9.5   | 9.5   |      |
|       | クキタチナ | 1        | 34.2    | 34.2  |       |      | キャベツ     | 1       | 検出せず  | 検出せず  |      |
|       | ハクサイ  | 1        | 4.3     | 4.3   |       |      | ダイズ      | 1       | 303.6 | 303.6 |      |
|       | ジャガイモ | 1        | 26.5    | 26.5  |       |      | 山戸田      | キウイフルーツ | 1     | 58.3  | 58.3 |
| 梁川    | 米（精米） | 1        | 検出せず    | 検出せず  | アサツキ  | 1    |          | 検出せず    | 検出せず  |       |      |
|       | 米（玄米） | 1        | 22.0    | 22.0  | カボチャ  | 1    |          | 検出せず    | 検出せず  |       |      |
| 栗野    | ダイズ   | 1        | 検出せず    | 検出せず  | キャベツ  | 1    |          | 検出せず    | 検出せず  |       |      |
| 二野袋   | 米（精米） | 1        | 検出せず    | 検出せず  | ダイコン  | 1    |          | 検出せず    | 検出せず  |       |      |
| 柳田    | 米（精米） | 1        | 3.0     | 3.0   | ハクサイ  | 1    |          | 検出せず    | 検出せず  |       |      |
| 梁川    | 白根    | 干柿       | 1       | 35.0  | 35.0  | 石田   | もち米      | 1       | 検出せず  | 検出せず  |      |
|       | 山舟生   | 米（精米）    | 4       | 検出せず  | 25.0  |      | 干し大根     | 1       | 139.3 | 139.3 |      |
|       |       | もち米      | 1       | 4.0   | 4.0   | 月館   | 布川       | ホウレンソウ  | 1     | 検出せず  | 検出せず |
|       |       | カキ       | 1       | 55.0  | 55.0  |      | 御代田      | ヒラタケ    | 1     | 検出せず  | 検出せず |
|       | 干柿    | 1        | 131.0   | 131.0 | 上手渡   |      | 米（玄米）    | 1       | 検出せず  | 検出せず  |      |
|       | 舟生    | 米（精米）    | 1       | 25.0  | 25.0  |      | 下手渡      | クキタチナ   | 1     | 検出せず  | 検出せず |
|       | 舟生    | 干柿       | 1       | 76.0  | 76.0  | 市外   | 米（精米）    | 6       | 検出せず  | 38.9  |      |
|       |       | 五十沢      | ダイズ     | 1     | 9.0   |      | 9.0      | 米（玄米）   | 4     | 検出せず  | 4.2  |
|       | 保原    | 上保原      | ユズ      | 1     | 365.0 |      | 365.0    | リンゴ     | 1     | 25.1  | 25.1 |
|       |       | 大柳       | 米（精米）   | 2     | 検出せず  |      | 3.3      | アオマメ    | 1     | 26.0  | 26.0 |
| 米（玄米） |       |          | 1       | 検出せず  | 検出せず  |      | ダイズ      | 2       | 20.0  | 32.1  |      |
| 高成田   |       | ダイコン     | 1       | 検出せず  | 検出せず  | アズキ  | 1        | 20.0    | 20.0  |       |      |
| 柱田    |       | カボチャ     | 1       | 検出せず  | 検出せず  |      |          |         |       |       |      |
| 金原田   |       | 米（精米）    | 2       | 検出せず  | 検出せず  |      |          |         |       |       |      |
|       |       | 米（玄米）    | 1       | 12.9  | 12.9  |      |          |         |       |       |      |
|       |       | ダイズ      | 1       | 検出せず  | 検出せず  |      |          |         |       |       |      |
| 保原    |       | 米（精米）    | 1       | 検出せず  | 検出せず  |      |          |         |       |       |      |

【食品衛生法の暫定規制値】セシウム：セシウム134と137の合計で500ベクレル/kg

【簡易分析器について】施設によって分析器の機種が異なり、機種によって検出下限値（検出可能な最小の量）が異なります。

【表記について】「検出せず」は、セシウム含有量を検出できる数値以下だったことを示します。

☎ 産業部 農林課 ☎ 577-3173

## ■伊達市産農産物のモニタリング調査結果

県で行っている伊達市農産物のモニタリング検査結果（2月26日～3月3日）をお知らせします。下記以外については、災害対策号第20～50号でお知らせした内容となります。

[単位:ベクレル/kg]

| 品目  | 採取日        | ヨウ素 | セシウム       |     |    |
|-----|------------|-----|------------|-----|----|
|     |            |     | 134        | 137 |    |
| 農産物 | 菌床マイタケ(施設) | 2/1 | 検出せず(<6.8) | 19  | 25 |

【表記について】

「検出せず（<検出下限）」と表記されている項目は、放射性物質が検出されなかったことを示します。なお、検出下限値（検出可能な最小の量）は、測定試料（重量、密度、容積など）の影響を受けるため、1測定ごとに異なります。また、実際の測定値を表すものではありません。

問 産業部 農林課 ☎577-3173

## ■井戸水のモニタリング検査結果

次の地点の井戸水からは、放射性ヨウ素・セシウムは検出されておられません。

| 測定地点 |                | ※カッコ内は採取日 |
|------|----------------|-----------|
| 伊達   | 伏黒字宮本          | (2/28)    |
| 梁川   | 山舟生字越田、山舟生字向ノ入 | (2/29)    |
| 保原   | 金原田字高野、金原田字山居  | (2/28)    |
| 霊山   | 石田字大平、石田字彦平    | (2/29)    |
| 月館   | 下手渡蟹沢、糠田字袖ノ坊   | (2/29)    |

※検出下限値（検出可能な最小の量）は、1ベクレル/kg未満です。

問 市民生活部 環境防災課 ☎575-1228

## ■特定避難勧奨地点に指定された世帯に係る損害賠償請求について

特定避難勧奨地点に指定された世帯に係る3回目の損害賠償請求の受け付けが始まります。東京電力(株)から請求書が郵送されますので、ご不明な点は、東京電力(株)福島原子力補償相談室コールセンター（☎0120-926-404）へ直接お問い合わせください。

●請求書郵送開始日 3月9日(金) ※請求書の受け付けは3月16日から開始

●賠償の対象、金額

| 対象者  | 対象期間                  | 金額        |
|--|-----------------------|-----------|
| ① 18歳以下であった人<br>(平成4年3月12日～平成23年12月31日<br>生まれの人)         | 平成23年3月11日～<br>12月31日 | 1人あたり40万円 |
| ② 妊娠していた人<br>(平成23年3月11日～平成23年12月31日<br>の間に妊娠していた期間がある人) |                       |           |
| ③ 上記以外の人   | 平成23年3月11日～<br>4月22日  | 1人あたり8万円  |

●親戚宅や知人宅への宿泊実費分の賠償について

平成23年3月11日から11月30日の間に親戚宅や知人宅へ避難した人を対象に、宿泊費などの実費分を賠償の対象とします。

賠償金額は、1世帯あたり1泊につき2,000円（目安）、1世帯あたり1カ月につき6万円までとなります。

問 東京電力(株)福島原子力補償相談室コールセンター ☎0120-926-404

## ■自主的避難等対象区域に係る損害賠償請求について

自主的避難等対象区域（特定避難勧奨地点に指定された世帯以外の人）に係る損害賠償請求の受け付けが始まります。東京電力(株)から請求書が郵送されますので、ご不明な点は、東京電力(株)福島原子力補償相談室コールセンター（自主的避難等相談専用ダイヤル ☎0120-993-724、9時～21時）へ直接お問い合わせください。

また、東京電力(株)の相談窓口が3月9日から市内に開設され、自主的避難等対象区域に係る損害賠償請求に関する相談に応じますので、ご利用ください。

- 請求書郵送開始日 3月5日(月) ※請求書の受け付けは3月9日から開始
- 東京電力相談窓口 3月9日(金)～3月30日(金) 9時～16時 ※土日祝日は除く  
保原中央公民館 ※損害賠償請求書を持参してください。

### ●賠償の対象、金額

| 対象者  | 対象期間                  | 金額   |
|--|-----------------------|--|
| ① 18歳以下であった人<br>(平成4年3月12日～平成23年12月31日<br>生まれの人)         | 平成23年3月11日～<br>12月31日 | 1人あたり40万円<br>※対象期間中に、左記①②<br>の人が自主的避難をした場<br>合、①②の人、1人あたり<br>20万円を上記40万円に追加<br>して支払われます。 |
| ② 妊娠していた人<br>(平成23年3月11日～平成23年12月31日<br>の間に妊娠していた期間がある人) |                       |  |
| ③ 上記以外の人   | 平成23年3月11日～<br>4月22日  | 1人あたり8万円   |

☎東京電力(株)福島原子力補償相談室コールセンター ☎0120-993-724

### Q & A 自主的避難等対象区域に係る損害賠償請求における「避難」とは？

#### Q1 「避難」とは、どのような行動をさしますか？

放射線被ばくへの恐怖や不安を回避するため、お住まいから遠方の避難先へ移動しそこに滞在した場合は避難に該当します。

#### Q2 避難していたことが分かる書類が提出できない場合は、「避難の状況確認書」にどのように記入すればよいですか？

「自家用車で親戚宅に避難したため領収書がない」など、避難の状況や事情を具体的にご記入ください。

#### Q3 県や市町村のリフレッシュ事業に参加したのですが、避難として請求できますか？

放射線被ばくへの恐怖や不安を回避するため、お住まいから遠方の避難先へ移動しそこに滞在されたのであれば避難に該当します。よって、県や市町村のリフレッシュ事業が、放射線被ばくへの恐怖や不安の回避を主な目的に開催されているのであれば、避難に該当します。

#### Q4 同一市内や自主的避難等対象地域内での移動も避難とみなされますか？

同一市内や自主的避難等対象地域内であっても、放射線被ばくへの危険を回避するため、お住まいから遠方の避難先へ移動し、そこに滞在した場合は避難とみなします。

#### Q5 何日避難すれば「避難」と認められますか？

1日でも避難していれば避難となります。詳しくは東京電力(株)福島原子力補償相談室コールセンター（☎0120-993-724、9時～21時）にご相談ください。

伊達市災害対策本部（保原本庁舎3階）☎575-1003